

独立行政法人日本学生支援機構奨学金の給付奨学金家計急変採用 及び貸与奨学金緊急採用・応急採用の取扱いについて

【令和5年7月7日からの大雨による災害にかかる災害救助法適用地域の世帯の学生対象】

日本学生支援機構では、令和5年7月7日からの大雨による災害により家計が急変し、奨学金を希望する学生について、給付奨学金の家計急変採用、及び貸与奨学金の緊急・応急採用の申込みを受け付けています。

希望する学生は、基準等の詳細について個別に対応しますので、事務局窓口まで申し出てください。

■災害救助法適用地域

【島根県】出雲市（法適用日：令和5年7月8日）

【佐賀県】佐賀市、唐津市、伊万里市（法適用日：令和5年7月8日）

【大分県】中津市、日田市（法適用日：令和5年7月8日）

【福岡県】久留米市、八女市、筑後市、うきは市、朝倉市、那珂川市、朝倉郡筑前町、朝倉郡東峰村、八女郡広川町、田川郡添田町（法適用日：令和5年7月8日）

【富山県】富山市、高岡市、小矢部市、南砺市（法適用日：令和5年7月12日）

【秋田県】秋田市、能代市、男鹿市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、北秋田郡上小阿仁村、山本郡藤里町、山本郡三種町、山本郡八峰町、南秋田郡五城目町、南秋田郡八郎潟町、南秋田郡井川町、南秋田郡大潟村（法適用日：令和5年7月14日）

【青森県】西津軽郡深浦町（法適用日：令和5年7月14日）

※上記の近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生で同等の災害に遭った者についても、適用地域に準じて取扱います。

■JASSO災害支援金

学生又はその生計維持者が居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた方、また、自治体からの避難勧告等が1か月以上続いた方からの「JASSO 災害支援金」の申請を受け付けます。詳細は日本学生支援機構ホームページでご確認ください。

<https://www.jasso.go.jp/kihukin/shienkin/index.html>